

訴 状

2011年（平成23年）9月6日

東京地方裁判所民事部 御 中

原告訴訟代理人弁護士 堀 敏 明

同 弁護士 清 水 勉

同 弁護士 増 田 利 昭

同 弁護士 三 角 俊 文

同 弁護士 稲 毛 正 弘

外

当事者の表示 当事者目録記載の通り

個人データ抹消等請求事件

訴訟物の価額 5,212,600万円

貼用印紙額 32,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告東京都は、警視庁警察官が2010年3月6日に採取した原告の指紋のデータを抹消せよ
- 2 被告国は、警視庁警察官が2010年3月6日に撮影した原告の顔写真及び採

取した指紋のデータを抹消せよ

- 3 被告東京都は、原告に対し、金100万円及びこれに対する2010年4月22日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え
 - 4 被告国は、原告に対し、金100万円及びこれに対する2010年5月12日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え
 - 5 被告らは、連帯して、原告に対し、金12,600円及びこれに対する2010年6月18日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え
 - 6 訴訟費用は被告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因

1 はじめに

本件は、長年にわたって、現場の警察官のノルマとされている職務質問、任意捜査における被疑者の顔写真撮影及び指紋データ採取の違法な実情を問う訴訟である。警察庁は、各都道府県警に対し、各都道府県警は各警察署に対し、各警察署は各警察官に対し、職務質問のノルマを課すとともに、任意捜査における被疑者の顔写真撮影及び指紋データ採取もノルマとして課している。そのため、現場の警察官は、日々、2人以上の複数で、通行人を物色し、気が弱そうに見える一人歩きの男性を見つけると、声を掛けて、いきなり「鞆の中を見せて下さい」「ナイフ類を持っていますか」などと言い、小さなナイフがついているマルチツールを見つけると、「軽犯罪法違反だ」と決め付け、所持者の弁解に一切耳を傾けず、警察署に強引に連行し、被疑者としての供述調書を作成し、マルチツールに関する任意提出書及び所有権放棄書に署名私印させ、続けて被疑者としての顔写真を撮影し指紋を採取する。これが終わると警察官らは途端に機嫌がよくなり、「もう帰っていい」「今後は何もないから心配しなくていい。忘れていい」などと言って、拘束していた“被疑者”を解放する。こうして、警察官らはノルマを果たす。警察官らが果た

したノルマは警察署の成果として集約され、警察署の成果は各都道府県警の成果として集約され、各都道府県警の成果は警察庁の成果として集約される。

本件のような職務質問に遭遇した人々は、だれもが警察に対し、強い不信感と恐怖心を抱くようになる。

事件記録は検察庁に送られるが、検察官は、上記のような経緯で被疑者にされてしまった被害者の言い分を1度も聞くことなく、常に、起訴猶予処分で終わらせる。被疑者にされてしまった市民は、自分の刑事処分がいつどうなったかわからないまま放置され、不安な日々を送ることになる。警察と検察にとって一般市民のこのような不安は関心外である。警察が犯罪者を作り上げ、検察がそれを追認し、しかも表沙汰にならないようにするという異常事態が日本社会にずっと以前から蔓延している。

本件訴訟は、検察が糺そうとしない現場の警察官のノルマ仕事の異常ぶりを法廷で明らかにすることによって、このような異常事態を一掃することを目的とするものである。

2 当事者

(1) 原告

原告は大手電機メーカー勤務に勤務するコンピュータ周辺機器の設計技術者であり、平成22年3月6日、警視庁の警察官に違法な職務質問を受けるなどした者である。

(2) 被告東京都

被告東京都は、警視庁警察官の職務行為に関して、国家賠償法第1条第1項の賠償責任を負う者であり、警視庁警察官が平成22年3月6日に採取した原告の指紋のデータを保管する者である。

(3) 被告国

被告国は、警視庁警察官が平成22年3月6日に撮影した原告の顔写真のデー

タを保管する者である。

3 サイバーツール

(1) 「サイバーツール」

本件で問題となっているサイバーツールについて説明する。

原告は1998年（平成10年）3月から三年間に渡り、北米西海岸のシリコンバレー地区に技術駐在員として赴任していた。現地では顧客先での調査を多く担当し、製品及びそれが使用される顧客の最終製品を分解及び組み立てする工具を使用する必要があった。顧客は全米各地にいる関係から、飛行機で移動して訪問することになる。そのため、持ち運びの便利な工具が必要だった。原告が1999年（平成11年）に購入したビクトリノックス社製の「サイバーツール」（サイズ：（縦×横×厚さ）91×27×14mm 重さ157g）というコンパクトな万能工具（以下「本件マルチツール」という）には、小型ナイフのほか、ドライバー及び交換用の先端ビット、レンチ、ピンセット、プライヤーなどの機能がついており、これだけでコンピュータのハードウェアに関連する工具が備わっていた。日本では2000年（平成12年）から発売されるようになった。

(2) 原告が所持している理由

2001年（平成13年）の帰任以降も頻繁に海外出張の機会があり、行く先々で仕事や日常生活に使用していた。その間、空港でも滞在先でも本件マルチツールを所持していることを犯罪と指摘されたことは1度もなかった。

原告は、2007年（平成19年）から〇〇市にある工場事務所近くに単身赴任しており、工具類も単身赴任先の住居に置いていた。そのため週末の帰宅時には本件マルチツールを自宅へ持ち帰り、調理器具や家具、コンピュータの保守等に使用していた。また、サイクリング用自転車の保守にも使用していた。

4 事実経過

(1) ひとりで秋葉原へ

平成22年3月6日午後2時頃、原告は一人で秋葉原へ行った。丸の内線御茶ノ水駅から鈴商、秋月電子、千石電商、ラジオデパート等の店頭を眺めた後、午後2時20分頃、警察官等に声を掛けられた。

(2) 突然、マルチツールを取り上げられた経緯

中年の警察官（以下「警察官A」という。）（警察官らの氏名はすべて不明なので、以下、便宜上、アルファベットで区別する。）と若年の警察官（以下「警察官B」という。）の2人の警察官が、突然、原告の目の前に立ちはだかった。原告は、警察官2名と塀と電柱の間に挟まれ事実上移動しにくい状態になった。

すると、警察官Aが上目遣いに軽く敬礼をしながら、名乗ることもなく「(何かを早口にまくし立てた後に)何か危険なものは持っていますか。ナイフとか」と言った。原告が「持っていないと思います」と答えると、警察官Aは「カバンの中を拝見させて頂けますか」と言った。原告は「はい、どうぞ」と言って、自分でカバンを開けて警察官Aに中を見せた。すると、警察官Aは大げさな身振りで、カバンの中に入れていた本件マルチツールを指差して、「これは何ですか。ナイフは付いていませんか」と言った。原告は「はあ、付いています」と答えた。すると、警察官Aは「ナイフが付いていますね。これはお預かりします」と言った。

何でこんなものが問題になるのかと呆気にとられている間に、警察官Aは原告の了解も無いまま本件マルチツールをカバンの中から取り出し、自分のポケットにしまい込んだ。

警察官Aは「最近万引きとかでタグを切るのに使われたりするんですよね。悪いのになると手の中に刃だけ隠して見付かるとそれを側溝に落として知らんぷりしたりするんですよ。こんなの持ち歩いていて落としたとして犯罪に使われたら大変ですよ」と言った。その後、警察官Aは身分証を要求し、原告は言われるままに名刺と運転免許を提示した。

さらに、警察官Aは原告に、「財布の中のクレジットカード等を見せろ」と要

求した。原告は、警察官 A は警察官の格好をした強盗かもしれないとの不安を強め、止む無く要求に応じた。

警察官 A は原告に対して「何か危険なものは持っていますか」と言いながら、原告の同意を得ずに、原告の下腹部等ズボンのポケット周辺に手を押し付け、身体を探索した。

(3) 同行の要求

この間、警察官らが原告に、原告が本件マルチツールを所持している理由を一切質問しなかった。警察官 A は「ちょっと来て頂けますか」と言い、原告を強引に中央通りに停めていたパトカーへ誘導した。

(4) 強引な同行態様

原告は警察官 A 及び B に挟まれながら秋葉原中央通りに停車中のパトカーへ誘導された。パトカーの脇（道路側）で警察官 B が本件マルチツールについているナイフの刃体の長さをノギスで測定した。警察官 B は「6.8センチ」と言った。原告はそれが何を意味するのかわからなかった。

パトカーの運転席には警察官 C が座っており、後部座席には警察官 D, E がいた。原告は警察官 A, B に一方的に誘導されて、後部座席に乗車させられた。警察官 A はパトカーに乗らず、警察官 B は助手席に乗った。原告は 2 人の警察官 D, E の間に挟まれた状態になり、パトカーが発車した。末広町方面に向いていたパトカーは、中央通りで U ターンし万世橋警察署に向かった。

(5) 万世橋警察署で

パトカーは万世橋警察署の建物ギリギリの位置に横付けされ、原告は、警察官らにパトカーと建物の間を警察署の玄関方向に歩くよう指示された。玄関を入ると、2 人の警察官（特定できず）に誘導されて、エレベーターに乗せられて上階へ移動し、小部屋（取調べ室）に入れられた。取調べ室では、氏名を名乗らない取調べ担当警察官（50 代くらいの男性）（以下「警察官 F」という。）と原告の 2 人だった。冒頭、警察官 F は小声でうつむきながら「自分に不利なことはしゃべらなくて

結構です」と言ったが、この取調べが任意かどうかについての説明はなかった。

警察官 F は、原告に何ら被疑事実を確認しないうちから、被疑者としての供述調書を作成し始めた。供述調書を作成し始めてから本件マルチツールを所持していた理由を質問した。原告は、3（2）の説明をして、さらに「日常的にいろいろ使っています」と答え、「今回は、妻のパソコンを修理するために単身赴任先から帰るところです」と説明した。秋葉原に来た理由を聞かれ、「週末ウォーキングのためです」と答えた。その他秋葉原へ来る頻度等の質問が続いた。かなり時間が経過した後、警察官 F は「これを読んで署名と拇印を押してください」と言った。供述調書には原告が説明したことが書かれていたが、最後の部分に「正当な所持ではなく寛大な処置をお願いします」と原告が言った覚えのない事が書かれていた。原告の説明内容と整合性がないことが書かれていることに、原告は驚いた。原告は訂正してほしいと思ったが、原告が言っていないことを平然と書く警察官 F に抗議しても訂正してくれるとは思えなかった。原告は一刻も早く取調室を出て帰宅したかったので、供述調書の内容の訂正は後日、弁護士に頼むことにして、その場では言われるがままに署名押印した。

（6）所有権放棄書

原告は警察官 F から「これに署名指印してください」と言われ、1枚の用紙に署名押印した。その書類がどのようなものなのかの説明は一切なかった。本件マルチツールは路上で取り上げられた後、取調べ室では目にしておらず、原告は、上記書類が本件マルチツールに関するものであることに気づかなかった。後日、弁護士人に確認したところ、所有権放棄書だろうとのことであった。

（7）姿写真の撮影

その後、警察官 B は原告を取調室内に立たせて、職務質問時の姿をデジタルカメラにて写真撮影した。しかし、その写真では本件マルチツールがカバンの中に入っていた場所を原告が指さしていなかったとのことで、さらにもう1枚、写真を撮影した。

(8) 指紋採取、顔写真撮影

その後、警察官Bは原告に「指紋と顔写真を採取します」と告げた。このとき、任意か強制かの説明はなかった。原告はできればこれらを回避したいと考え、警察官Bに「指紋採取を嫌がる人はいないのですか」と質問した。警察官Bが「そういう人もいますけど、押さえて採らせてもらっています」と答えたので、原告は拒否できないことなのだと認識した。その後、原告は番号札を持たされ顔写真を幾度も撮影された。

これらが終了すると、原告はやっと解放された。時刻は午後5時20分になっていた。

(9) 警察庁が取得保管している原告の指紋及び顔写真のデータ

警察庁は、上記(8)で警視庁が取得した原告の指紋及び顔写真のデータを、警視庁から送信され、取得し、現在まで被疑者の指紋及び顔写真のデータとして保管している。

(10) 弁護士経由での交渉

一連の取締に強い疑問を感じた原告は、翌日(平成22年3月7日)、弁護士に相談し、弁護士として選任し、警察に抗議することと警察が検察へ事件送致しないようにすることの交渉を依頼した。

翌日(同月8日)、弁護士が万世橋警察署に電話し、「マルチツールを所持しているだけでは犯罪は成立しないのだから、送検するな」と抗議すると、地域課の黒岩課長代理は「被疑事実は軽犯罪法違反であり、本件のようなケースは通常、検察庁に送検する」と答えた。警察が送検することが確実のようなので、原告は、検察官に警察の事件処理の酷さを訴え、嫌疑なしで不起訴にしてもらうことにした。そうすれば、本件マルチツールも当然返してもらえるものと考えた。

その後、弁護士は、送検時期を確認するために、幾度も万世橋署に電話した。対応したのは須戸警部補だった。同人の返事はいつも「まだ送検していない」だった。

同月29日、弁護士が万世橋署に電話し、須戸警部補へ5回目の連絡し状況を確認したところ、「検察内部の都合により、まだ送検手続きはしていない」「送検手続きをした際には警察から弁護士に連絡をいれる」と答えた。

警視庁は、同年4月22日、原告にかかる被疑事件を東京地方検察庁に送検した。しかし、万世橋署ではだれも原告の弁護人に送検事実を連絡しなかった。

(11) 東京区検の対応

東京区検察庁は、同年5月12日、原告にかかる被疑事件を起訴猶予処分とした。

弁護人が、同月18日に万世橋署に連絡すると、「須戸警部補が別の部署に配置換えとなっており、新たな担当者が引き継ぎを受けていなくて連絡しなかった」とのことであった。本件マルチツールについては、東京区検察庁刑事部の事務官から「貴殿が所有権放棄するとのサインをしていることが確認できたので返還しない」との連絡があった。

同年6月18日、東京区検察庁では、本件マルチツールを廃棄した。

5 警察官らの違法行為

(1) 違法な職務質問

本件では、原告の目の前に立ちはだかつてきた複数警察官が原告に対し、不審点を告げることも自ら身分を明かす事も無く一方的にまくしたて、ナイフ等危険なものの所持について質問を始めた。

警察官職務執行法によれば、警察官が職務質問をすることができる対象者は、「異常な挙動その他周囲の事情から犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者」か、「既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている」と認められる者」である。原告はこのいずれにも該当しない。よって、原告に対する職務質問は違法である。

(2) 違法な所持品検査

警職法には所持品検査に関する明文の規定はない。

この点に関して 最高裁第三小昭和53年6月20日判決があり、次のように述べている。

「口頭による質問と密接に関連し、かつ、職務質問の効果をあげるうえで必要性、有効性の認められる行為であるから、同条項による職務質問に附随してこれを行うことができる場合があると解するのが、相当である。」とした上で、
「所持品検査は、任意手段である職務質問の附随行為として許容されるのであるから、所持人の承諾を得て、その限度においてこれを行うのが原則である」が、「搜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、所持品検査においても許容される場合があると解すべきである。」とし、「もっとも、所持品検査には種々の態様のものがあるので、その許容限度を一般的に定めることは困難であるが、所持品について搜索及び押収を受けることのない権利は憲法35条の保障するところであり、搜索に至らない程度の行為であってもこれを受ける者の権利を害するものであるから、状況の如何を問わず常にかかる行為が許容されるものと解すべきでないことはもちろんであって、かかる行為は、限定的な場合において、所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況のもとで相当と認められる限度においてのみ、許容されるものと解すべきである。」

本件の場合、原告について「異常な挙動その他周囲の事情から犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由」はない。しかも、警察官らは突然、普通に歩いている原告の目の前に立ちはだかり、原告について何ら不審な点が認められない時点で、「バッグの中を見せて頂けませんか」と要求しており、「所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡など」という要件を欠いている。

したがって、原告に対する上記所持品検査は必要性も緊急性も認められないか

ら違法である。原告がこれに応じたとしても、違法性を阻却するものではない。

(3) 軽犯罪法違反の不成立

警察官らは、原告が本件マルチツールを所持し、「危険なナイフを持っていないと嘘をついた」ことをもって、軽犯罪法1条2号に該当するとしている。

しかし、原告はこの当時までいつでもどこでも本件マルチツールを日常的に使用しており、犯罪性がおよそない。また、この法解釈は厳密性に欠けている。

1条2号に該当するといえるためには、①「正当な理由がなく」、②「刃物、鉄棒その他の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」を、③「隠して携帯していた者」であることを要する。

②についてみると、本件マルチツールについているナイフ部分はラージブレード（大刃）が小さい果物ナイフ用、スモールブレード（小刃）が小さい鉛筆削り用になっている。これらが人を殺傷する事件に使用されたという事案は寡聞にして知らないが、使用方法によっては、「人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用」できないではないことからすると、「刃物」に該当しないとは言いきれないであろう。したがって、②の要件を充たしていると言えなくはない。

しかし、①についてみると、原告は技術者であり本件マルチツールを業務に使用している。また災害時ないし非常時のために東京都の地図や方位磁針などと一緒に所持していたのであり、犯罪に利用するつもりがないことは所持形態及び名刺に記載された身分及び上申書に記載した年収からも明らかである。また他の所持理由も同じである。「正当な理由」があるというべく、①の要件を欠く。

③についてみると、原告は本件マルチツールをバッグの口を開ければ赤い外装が容易に見えるよう袋等に入れず所持していたのであって、すぐに発見でき「隠して携帯していた」という所持態様ではない。「危険なナイフを持っていますか」との質問に「持っていないと思います」と答えたのは、単に本件マルチツールの機能に対する認識の違い、及び目前に立ちばかり身分を明かさずいきなり質問を開始した警察官に対する強い不安によるものである。したがって、③の要件も欠く。

2号の条文全体の解釈は、軽犯罪法4条に十分留意した解釈運用が義務づけられているから、その観点からすれば、上記①及び③の要件を欠いていることは明らかである。よって、原告が本件マルチツールを所持していたことについて、軽犯罪法1条2号は成立しない。

(4) 違法な身体検査

原告について軽犯罪法1条2号が成立しないことは明らかであるから、捜査機関において原告を被疑者として扱うことは違法である。

警察官Aが被告に、「危険なものは持っていますか」と言いながら、同意なく、原告の下半身を外側から押すなど、身体検査をしたことは違法である。

警察官職務執行法では、逮捕されている被疑者については、その身体に凶器を所持しているかどうかを調べることができる(2条4項)と規定している。この反対解釈として、逮捕されていない被疑者については、身体に対する探索行為は許されない。この場合、断わる自由があることを告げた上で、被疑者の同意を得れば、許されると解する余地はあるが、被疑者でない者の身体に対する探索行為は、法律上の根拠を欠き、違法である。

本件の場合、原告は被疑者ではないから、原告の身体に対する探索行為は違法である。

(5) 違法な逮捕行為

犯罪の嫌疑のない者に対して被疑者として同行を求めることは、法的根拠を欠き、違法である。犯罪の嫌疑があるか否かは本人の同意の有無によって変わるものではないから、本人の同意があっても適法になるものではない。

(6) 人身の自由に対する侵害等

原告が被疑者でないことが明らかであったにもかかわらず、警察官ら(A乃至E)が原告を強引に警察署へ連れて行ったことは、人身の自由に対する侵害であり、違法である。

(7) 供述調書の作成

原告が被疑者でないにもかかわらず、警察官 F が強引に原告について被疑者としての供述調書を作成し、原告に供述調書に署名指印させたことは、違法である。

(8) 所有権放棄

本件マルチツールは、原告の了解無く、警察官 A が勝手にカバンの中から取り上げたものであるから、任意の提出行為がない。搜索差押許可状もない。したがって、警察官 A の行為は違法である。

原告が本件マルチツールを所持していたことについて犯罪が成立しないのであるから、本件マルチツールは犯罪組成物（刑法 19 条 1 項 1 号）ではない。これを犯罪組成物（刑法 19 条 1 項 1 号）として取り上げたことは違法である。

(9) 姿写真の撮影

原告が本件マルチツールを所持していたことについて犯罪が成立しないのであるから、警察官が原告を被疑者として取調室内に立たせ、原告が本件マルチツールの入っていた場所を指差した状態で写真撮影したことは、プライバシー権ないし肖像権の侵害であり、違法である。

(10) 指紋採取、顔写真撮影

原告が本件マルチツールを所持していたことについて犯罪が成立しないのであるから、原告を被疑者としてその両手の指紋を採取し、顔写真を撮影し、体の角度を変えて、全身の写真を撮影したことは、プライバシー権ないし肖像権の侵害であり、違法である。

(11) 弁解の機会の妨害

原告が弁護人を選任し、万世橋署に訴えていたのは、①犯罪が成立しないのだから送検すべきではない、②送検するのなら直接、担当検察官に職務質問の違法性や犯罪の不成立について説明するから送検したときにはすぐに連絡をするように、ということであった。

これに対して、①は拒否されたが、②については、「連絡する」ということであった。しかも、弁護人が再三、万世橋署に連絡していたのであるから、②につい

て原告が本気であることは万世橋署には十分認識できたはずである。しかるに、万世橋署では、だれも弁護人に原告を被疑者とする被疑事件を東京地方検察庁に送検したことを連絡しなかった。そのため、原告は担当検察官に対して弁解する機会を得られないまま、犯罪が成立することを前提とする起訴猶予処分を受けることになってしまった。原告が担当検察官に直接会って弁解することができれば、犯罪不成立を認定され、嫌疑なしを理由とする不起訴になり、本件マルチツールについても返還を受けられた可能性がきわめて高かった。万世橋署が送検を弁護人に連絡しなかったことは、このような展開になることを意図的に妨げたものであり、違法である。

6 検察官の違法行為

(1) 違法捜査のチェック

検察官には、警察官の捜査について事後的にその適正をチェックすべき法的責任がある（刑訴法193条参照）。

本件の場合、昼間、秋葉原を中年男性がひとりで歩いているときの軽犯罪法1条2号違反被疑事件であり、IT技術者という立場にある者（原告）が軽犯罪法1条2号違反を犯したか否か、捜査のあり方に問題がなかったか、疑問が生じてしかるべきであり、原告に直接事情聴取するなどして、捜査の適正について慎重にチェックする必要があった。

しかるに、本件捜査を担当した検察官は、この点に関するチェックを行わなかった。そのため、原告は検察官に対して、犯罪不成立の弁解ができなかっただけでなく、警察官の異常、違法な職務質問、窃盗行為、逮捕行為に当たる強引な連行、結論先にありきの取調べ、指紋・顔写真の採取の問題性などを訴える機会を失った。

(2) 不起訴理由

不起訴理由には、嫌疑なし、嫌疑不十分、起訴猶予の3種類がある。

このうち、前二者は、犯罪が存在しないとか、犯罪は存在するが被疑者は犯人で

はない、犯人と判断するには証拠が不十分だという判断に基づくのに対して、起訴猶予は犯罪が成立していることを前提に、起訴するまでもないという刑事政策判断によって起訴しないとするものである。

いずれに該当するかという判断は、検察官の自由裁量ではない。証拠に基づいて客観的になされるべき法的判断である。

不起訴処分は、起訴とちがい、公表されることはないが、被疑者とされた者にとっては、人としての名誉心に関わるだけでなく、後日、何らかの事件に関与しているのではないかという疑いを抱かれるようなことになってしまった場合、起訴猶予処分を受けた過去があることは、嫌疑なし、嫌疑不十分による不起訴処分を受けた過去があることに比べて、起訴・不起訴の判断、実刑・執行猶予の判断において明らかに不利である。

したがって、捜査検察官は、当該被疑事件が、いずれに該当するかを慎重に検討すべき法的義務を負っている。

(3) 本件の場合

本件の場合、原告については、軽犯罪法1条2号の構成要件のうち、「正当な理由がなくて」及び「隠して携帯していた者」の要件を欠いていることが明らかであるから、同号に該当せず、犯罪は成立しない。

「正当な理由がなくて」という要件については、原告が正当な理由があることを取り調べ警察官に説明し、供述調書にも書き込まれていた。

「隠して携帯していた者」という要件については、原告は、そもそも取調べ警察官から質問されておらず、供述調書には何の弁解も書かれていない。

したがって、担当検察官としては、軽犯罪法1条2号該当性を判断するためには、原告から直接事情聴取をする必要があった。

しかるに、担当検察官は、故意又は過失により、これを行わず、漫然と、軽犯罪法1条2号に該当すると判断し、原告を起訴猶予処分とし、本件マルチツールを犯罪構成物として破壊廃棄処分とした。

7 損害

(1) 損害の概要

原告は違法な捜査により、深刻な精神的苦痛を被ったほか、本件マルチツールを奪われ、被疑者として顔写真及び指紋のデータをとられたことは、いずれも重大な損害である。

(2) 人格権に基づく個人データ抹消請求権

個人の人格権（プライバシー権）（憲法13条）は尊重されなければならない。違法なプライバシー侵害に対して、個人は人格権に基づく差止請求権を有する。差止請求権の具体的内容は、プライバシー侵害をされる前であれば、プライバシー侵害行為を事前に差し止める請求権であり、すでに侵害された後であれば、個人データの抹消請求権である。

本件の場合、原告は、軽犯罪法1条2号に該当しないにもかかわらず、被疑者として、警察官に顔写真及び指紋のデータをとられてしまい、警察は組織的にこれらのデータを捜査の必要に応じて自由に使用できる状態になっているから、原告は東京都（警視庁）に対して、原告の指紋のデータについて、国（警察庁）に対して、原告の顔写真及び指紋のデータについて、それぞれ抹消を請求する。

(3) 警察官らの行為による原告の精神的苦痛

原告は、警察官等の故意又は過失による違法行為により重大な精神的苦痛を被った。原告の精神的苦痛を金銭評価に見積ると、少なくとも100万円を下らない。

(4) 検察官の行為による原告の精神的苦痛

原告は、起訴権限を有する検察官が原告の事情聴取を行わなかったために、警察官の異常、違法な捜査について訴える機会を失っただけでなく、犯罪の成立を前提とする起訴猶予処分とされてしまったことにより、多大な精神的苦痛を被った。

原告の精神的苦痛を金銭評価に見積ると、少なくとも100万円を下らない。

(5) 財産的損害

本件マルチツールは原告が12,600円で購入したものである。原告は、警察官ら及び検察官の故意又は過失により本件マルチツールの所有権を失ったから、上記代金相当額が財産的損害である。

8 結論

よって、請求の趣旨の判決を求めて本件訴訟を提起する。